



いわき平東 RC・川崎西 RC 友好クラブ締結



会長の調印



会長エレクトの調印



会長ノミニの調印



幹事の調印



(左) 調印の証のいわきだるまを手にした両会長

(右) 街路灯設置予定場所





最初の共同事業 県立湯本高校プレハブ
の仮校舎での街路灯の贈呈式



県立湯本高校への目録贈呈
第 2530 地区 山守 龍司 ガバナー補佐
いわき平東 RC 諸橋 義隆 会長
湯本高校 本間 悦男 校長
川崎西 RC 戸張 勝美 会長 (左から)

友好クラブ締結書の付帯事項

川崎西ロータリークラブといわき平東ロータリークラブは、友好クラブとして締結するにあたり、下記の附帯事項を遵守することとする。

第 1 項 (目的)

両クラブは相互の親睦と理解・友好を深めることにより、地域文化の発展及びクラブ活動の更なる充実に寄与する。

第 2 項 (活動)

友好クラブとして、次の活動を行うこととする。

1. 連絡窓口委員会を設置するか、友好クラブ担当者を明確にする。
2. 情報共有化のため、双方の・幹事・連絡窓口担当者が会合を持つ。
3. 双方のロータリークラブの周年行事等には案内状を送付し、出来るだけ多くの会員が出席するよう努力する。
4. 年に一度は双方の例会に出席して親睦を図る。
5. 活動計画書・週報等の情報を交換する。
6. その他、友好クラブとしてふさわしい催し物や行事の企画、参加を奨励する。

附則 一方において友好クラブを終結したい場合は、少なくとも 3ヶ月前にその意思を通知し、所要の手続を経て終結するものとする。

調印 2013 年 6 月 5 日